

山形市上下水道部格付等級指定型条件付一般競争入札実施要領

(平成12年6月施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、山形市上下水道部が発注する建設工事に係る入札契約事務の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5の2の規定による資格を定めて行う格付等級指定型条件付一般競争入札を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 格付等級指定型条件付一般競争入札の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事のうち、1件の設計金額が130万円を超えるもの
- (2) 前各号のほか上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めた工事

(発注工事の選定)

第3条 管理者は、山形市上下水道部指名競争入札参加者審査委員会規程(昭和43年水道事業管理規程第11号)第2条第2項の規程による1号審査会の議を経て、格付等級指定型条件付一般競争入札に付するものを選定するものとする。

(入札の公告等)

第4条 管理者は、第2条に掲げる工事を格付等級指定型条件付一般競争入札に付するときは、山形市水道事業及び公共下水道事業財務規程(昭和46年水道事業管理規程第3号)第117条の2で準用する山形市契約規則(昭和39年市規則第18号。以下「規則」という。)第18条の規程に基づき公告するとともに、その周知を図るものとする。

2 前項の公告は、別記様式第1号の例により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札システム(規則第17条第3項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。)による入札を行う案件(以下「電子入札案件」という。)の場合における公告は、別記様式第2号により行うものとする。

(入札参加者の資格)

第5条 格付等級指定型条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる資格を満たすものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規程に該当しないこと。
- (2) 規則第25条第2項に基づき、競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に記載されていること。

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による建設業の許可のうち、発注する建設工事の種類に対応する業種に係る許可を受けていること。
- (4) 建設業法第28条第3項及び第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 山形市内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条の規定による主たる営業所を有していること。
- (7) 山形市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (9) その他工事ごとに定める条件を満たしていること。
- (10) 電子入札案件の場合にあつては、山形市上下水道部電子入札運用基準（平成22年10月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システムによる利用者登録を行っている者又は運用基準第6条に規定する紙入札参加者であること。

（入札参加資格の確認）

第6条 前条の資格の確認は、水道施設工事においては、山形市上下水道部工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（平成17年4月1日水道事業管理規程第14号）第2条に規定する水道施設工事のA等級又はB等級に格付された者について、管理者が、その者の名簿登録申請書類及びその後の登録変更手続き書類が前条各号に掲げる資格を満たしているものは、資格を満たしているものと推定し行う。

2 前条の資格確認は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事においては、工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和57年市告示第35号）第2条の規定による対象工事のそれぞれA等級、B等級又はC等級に格付された者について、管理者が、その者が前条各号に掲げる資格を満たしているものと見込んで行うものを準用する。

3 格付等級指定型条件付一般競争入札の電子入札案件に参加しようとする者は、規則第19条第2項の規定に基づく申請を所定の日時までに行い、入札参加資格の有無について

確認を受けなければならない。

- 4 管理者は、前項の申請があったときは、その申請を行った者に対し、入札参加資格の有無について確認を行うものとし、その結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付さなければならない。

(入札参加資格証の交付)

- 第7条 管理者は、前条1項の規定により格付等級指定型条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格を確認したときは、その者に対し、一般競争入札参加資格証(別記様式第3号)を交付する。

(設計図書の貸出等)

- 第8条 設計書、仕様書、図面等の設計図書の貸出又は閲覧は、公告した日から入札日の前日まで総務課において公告で示された格付等級に該当する者に対して行うものとする。

- 2 前項の規定により設計図書の貸与を希望するものは、一般競争入札参加資格者証を提出し確認を得てから借り受けし、その期間は1日単位とし当日中に返却しなければならない。

- 3 前1項及び2項の規程に関わらず、管理者が認めた工事については、設計図書の貸出又は閲覧に代えて、電子メールにより設計図書を提供する。

(入札の執行)

- 第9条 電子入札案件に係る格付等級指定型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、第6条第4項の規定により入札参加資格があると認められなければ、当該入札に参加することができない。

(入札の無効)

- 第10条 当該公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札、その他の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

附 則 (平成22年10月改正)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月改正)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月改正)

この要領は、平成29年4月25日から施行する。

附 則（平成30年4月改正）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

山形市上下水道部公告

下記のとおり、格付等級指定型条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び山形市水道事業及び公共下水道事業財務規程（昭和46年水道事業管理規程第3号）第117条の2並びに山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第18条の規定に基づき、公告します。

年 月 日

山形市上下水道事業管理者 名 印

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所
- (3) 工 期
- (4) 入札参加資格
- (5) 予 定 価 格
- (6) 前払金の有無

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 年 月 日 () 時から
- (2) 場 所 山形市上下水道部

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に基づき、山形市上下水道部の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可のうち、発注する建設工事の種類に対応する業種に係る許可を受けていること。
- (4) 建設業法第28条第3項及び第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく

指名停止の期間中でないこと。

- (6) 山形市内に本店を有していること。
- (7) 山形市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (9) 山形市上下水道部工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（平成17年山形市水道事業管理規程第14条）第4条の規定による水道施設工事のA等級又はB等級に格付されていること。又は工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和57年4月1日山形市告示第35号）第4条の規定による工事のA等級、B等級又はC等級に格付されていること。
- (10) 社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に耐震継手配水管技能者として登録されている者を雇用していること。【水道施設工事】
- (11) 山形市水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年山形市水道事業管理規程第7号）第5条の規定による山形市水道指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。【水道施設工事】

4 契約条項等を示す場所

山形市上下水道部

- 5 入札保証金 免除する。
- 6 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。
- 7 入札方法等
 - (1) 入札書は、本人又はその代理人が持参して提出すること。なお、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
 - (2) 入札書及び委任状は、A4版とすること。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の8に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (4) 本件工事の入札については、最低制限価格制度を適用する。

(5) 入札執行に当たっては、次に掲げるものを提示すること。

- ① 一般競争入札参加資格者証
- ② 工事費内訳書

なお、上記のものを提示しない場合は、本件入札に参加することができない。

8 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札、並びにその他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止期間中である場合は、その者のした入札は、これを無効とする。

9 その他

(1) 設計図書の閲覧又は貸与は、公告した日から入札日の前日（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）まで水道部総務課において行う。なお、貸与を希望する者は、一般競争入札参加資格者証を提出し確認を得てから借り受けし、その期間は1日単位とし当日中に返却すること。

又は、一般競争入札参加資格者証を提出し確認を得た者に対して、設計図書の電子データ送付をする。

(2) 契約金額が130万円以上の工事については、中間前払金の支払の対象とする。

(3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 問い合わせ先

〒990-0836 山形市南石関27番地

山形市上下水道部総務課 電話 023-645-1177（内線 224・226）

様式第2号（第4条関係）

山形市上下水道部公告

下記のとおり、格付等級指定型条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び山形市水道事業及び公共下水道事業財務規程（昭和46年水道事業管理規程第3号）第117条の2並びに山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第18条の規定に基づき、公告します。

なお、この入札は、山形市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行します。

年 月 日

山形市上下水道事業管理者 名 印

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所
- (3) 工 期
- (4) 入札参加資格
- (5) 予 定 価 格
- (6) 前払金の有無

2 入札執行等の日時等

- (1) 競争参加資格確認申請期間
- (2) 競争参加資格確認結果通知日
- (3) 入札書の受付期間
- (4) 開札日時

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号。以下「規則」という。）第25条第2項に基づき、山形市上下水道部の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可のうち、

発注する建設工事の種類に対応する業種に係る許可を受けていること。

- (4) 建設業法第28条第3項及び第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 山形市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (8) 山形市内に本店を有していること。
- (9) 山形市上下水道部工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（平成17年山形市水道事業管理規程第14条）第4条の規定による水道施設工事のA等級又はB等級に格付されていること。又は工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和57年4月1日山形市告示第35号）第4条の規定による工事のA等級、B等級又はC等級に格付されていること。
- (10) 社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に耐震継手配水管技能者として登録されている者を雇用していること。【水道施設工事】
- (11) 山形市水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年山形市水道事業管理規程第7号）第5条の規定による山形市水道指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。【水道施設工事】
- (12) 山形市上下水道部電子入札運用基準（平成22年10月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システム（規則第17条第3項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による利用者登録を行っている者又は、運用基準第6条の規定に基づき管理者が認める紙入札参加者であること。

4 契約条項等を示す場所

山形市上下水道部

- 5 入札保証金 免除する。
- 6 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。
- 7 競争参加資格確認申請の手続き等
 - (1) 本件入札に参加しようとするものは、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を【別記の日時】まで送信し、入札参加資格の有無

について確認を受けなければならない。

(2) 競争参加資格確認結果の通知は、【別記の日】までに通知する。

8 入札方法等

(1) 入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号（3桁の任意の数字）等必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付して送信すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の8に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 本件工事の入札については、最低制限価格制度を適用する。

9 紙入札の場合の手続き

(1) 本件入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札の承諾を得た者に限る。紙入札の承諾手続きは、運用基準により、「紙入札参加承諾願」（以下「承諾願」という。）を【別記の日時】まで上下水道部総務課まで持参し提出すること。

(2) 紙入札に係る書類の提出方法

ア 紙入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出方法

紙入札参加者は、一般競争入札競争参加資格確認申請書（運用基準別記様式第2号）を上下水道部総務課に持参し紙入札参加承諾通知を提示のうえ提出すること。

イ 紙入札参加者の入札方法等

紙入札においては、次の書類を上下水道部総務課に持参し、紙入札参加承諾通知及び競争参加資格確認通知を提示し提出すること。

- ・ 入札書（運用基準別記様式第3号）は、「入札書用封筒」封かんのうえ、封筒の表面に「入札書」の文字、工事名、住所及び商号又は名称を記載し、封印すること。
- ・ 工事費内訳書は、「工事費内訳書用封筒」に封かんのうえ、封筒の表面に「工事費内訳書在中」の文字、工事名、商号又は名称、担当者名、電話番号及びFAX番号を記載し、封印すること。

10 設計図書等に関する質問

入札開始日の3日前日（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）の午後3時までに上下水道部総務課に質問書を持参して行うこと。

11 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った

者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札、並びにその他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止期間中である場合は、その者のした入札は、これを無効とする。

12 その他

- (1) 設計図書の閲覧又は貸与は、競争参加資格が有りの旨確認された者に対して、電子データにより行う。
- (2) 契約金額が130万円以上の工事については、中間前払金の支払の対象とする。
- (3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 問い合わせ先

〒990-0836 山形市南石関27番地

山形市上下水道部総務課 電話 023-645-1177 (内線 224・226)

別記（電子入札案件）

1 入札に付する事項

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 工期
- ・ 入札参加資格
- ・ 予定価格（税抜き）
- ・ 前払金の有無

2 入札執行等の日時

手続等	期間・期日・期限等	場所
競争参加資格確認申請	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）正午まで	山形市電子入札 システムによる
競争参加資格確認結果通知	年 月 日（ ）	山形市電子入札 システムによる
入札書の受付	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）正午まで	山形市電子入札 システムによる
紙入札参加承諾願	年 月 日（ ）	上下水道部総務課
開札	年 月 日（ ） 時 分	上下水道施設管理 センター会議室

（注） 上記期間は、特に指定する場合を除き、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時 まで（電子入札システムによる手続きについては、午前8時30分から午後8時まで）とする。

様式第3号(第7条関係)

No.		
年度一般競争入札参加資格証		
資格者		
住所		
格付工種	格付等級	総合点数
山形市上下水道部格付等級指定型条件付一般競争入札要領第7条の規定 により交付します。		
年 月 日		
山形市上下水道事業管理者 ⑩		
(注) 1 この証は、設計図書の貸出及び入札の際に係員に提示すること。		
2 この証の有効期間は、当該格付の有効期間内とする。		

様式第4号(設計図書貸出票)

【平成30年4月1日廃止】